|  |
| --- |
| **７０１３．他所蔵置許可申請** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＴＹＣ | 他所蔵置許可申請 |

１．業務概要

保税地域に置くことが困難または著しく不適当な貨物について、関税法第３０条第１項第２号に定める「他所蔵置場所への搬入」を行う場合は、本業務により他所蔵置許可申請を行う。また、申請内容の訂正を行うこともできる。

申請後、税関が行う「他所蔵置許可（期間延長）申請審査終了（ＣＥＹ）」業務により他所蔵置許可となる。

本業務入力時に併せて貨物の指定地外積卸申請を行うことができる。

なお、他所蔵置許可となった貨物の他所蔵置場所での搬出入業務は本業務を行った申請者が行う。

また、「システム外搬入確認（輸入貨物）（ＢＩＢ）」業務で他所蔵置場所へ搬入する場合に限り、貨物情報の登録に先行して本業務で申請を行うことができる。先行入力を可能とする入力者は通関業、機用品業、保税蔵置場、ＣＹ、海貨業とする。

２．入力者

通関業、機用品業、保税蔵置場、ＣＹ、ＮＶＯＣＣ、海貨業

３．制限事項

①１貨物管理番号に対して登録可能な他所蔵置許可申請は最大１０件とする。

②１申請に対して内容訂正回数は最大９回とする。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②申請内容訂正を行う場合、当初申請者と入力者が同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）貨物情報ＤＢチェック

①入力された貨物管理番号＊１に対する貨物情報ＤＢが存在すること。ただし、入力された貨物の区分が輸入の場合は除く。

②入力された貨物の区分が輸入貨物の場合は、輸入貨物であること。

③入力された貨物の区分が輸出貨物の場合は、輸出貨物または積戻し貨物であること。

④「貨物取扱登録（改装・仕分け）（ＳＨＳ）」業務または「貨物情報仕分け（ＣＨＪ）」業務により仕分親となっていないこと。

⑤「貨物取扱登録（仕合せ）（ＣＨＵ）」業務により仕合親となっていないこと。

⑥混載仕分けされた親でないこと。

⑦混載仕分け未確認の混載子でないこと。

⑧「許可・承認等情報登録（保税）（ＰＳＨ）」業務により以下の登録がされていないこと。

・亡失届受理

・滅却承認

・現場収容

・税関内収容

・その他の搬出承認

⑨貨物手作業移行登録がされてないこと。

⑩輸入貨物の場合は、「積戻貨物情報登録（ＲＣＲ）」業務により輸入貨物情報から積戻し貨物情報へ移行されたＢ／Ｌ番号でないこと。

⑪貨物差止め登録がされてないこと。

⑫輸入申告等＊２の許可または承認がされていないこと。（蔵置場所が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合における蔵入承認済を除く。）

⑬輸出貨物または積戻し貨物の場合は、「船積情報登録（ＣＬＲ）」業務がされていないこと。

⑭当初申請の場合は、他所蔵置場所の管轄税関官署で既に他所蔵置許可申請または他所蔵置許可がされていないこと。ただし、他所蔵置許可期間を経過しているものを除く。

⑮内容訂正の場合は、入力された他所蔵置許可申請番号に対する申請情報が登録されていること。

（＊１）貨物管理番号とは、Ｂ／Ｌ番号（ＣＴ－Ｂ／Ｌ番号含む。）または輸出管理番号のことをいう。

（＊２）輸入申告等とは、輸入申告、輸入（引取）申告、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、展示等申告及び蔵出輸入（引取）申告のことをいう。

（４）他所蔵置許可申請ＤＢチェック

申請内容の訂正を行う場合は、以下のチェックを行う。

①入力された他所蔵置許可申請番号に対する他所蔵置許可申請ＤＢが存在すること。

②他所蔵置許可申請中であること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）申請官署決定処理

申請先税関官署の入力がある場合は、申請先税関官署を申請官署とする。入力がない場合は、入力された他所蔵置場所の管轄税関官署を申請官署とする。（訂正時は除く。）

（３）他所蔵置許可申請番号の払出し処理

（Ａ）当初申請の場合

他所蔵置許可申請番号をシステムで払い出す。

（Ｂ）内容訂正の場合

他所蔵置許可申請番号の枝番を払い出す。

（４）他所蔵置許可申請ＤＢ処理

（Ａ）当初申請の場合

①システムで払い出した他所蔵置許可申請番号に対する他所蔵置許可申請ＤＢを作成する。

②入力された他所蔵置許可申請情報を登録する。

（Ｂ）内容訂正の場合

①システムで払い出した他所蔵置許可申請番号（枝番付与）に対する他所蔵置許可申請ＤＢを作成する。

②入力された他所蔵置許可申請情報を登録する。

（５）貨物情報ＤＢ処理

（Ａ）貨物情報ＤＢが存在する場合

入力された貨物管理番号に対する貨物情報ＤＢに他所蔵置許可申請を行った旨を登録する。

なお、内容訂正の場合は、入力された貨物管理番号に対する貨物情報ＤＢを上書き登録する。

（Ｂ）貨物情報ＤＢが存在しない場合

入力された貨物管理番号に対する貨物情報ＤＢを作成し、他所蔵置許可申請を行った旨を登録する。

（６）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（７）注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

①本業務で貨物情報ＤＢを作成した場合。

②予備申告後、ＭＦＲ業務等が実施される前に本業務を実施した場合。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 他所蔵置許可申請控情報 | なし | 入力者 |
| 申請先税関官署が入力された場合 | 申請先税関  （保税担当部門） |
| 申請先税関官署が入力されない場合 | 他所蔵置場所の管轄税関  （保税担当部門） |

７．特記事項

（１）他所蔵置許可期間が経過したものは、輸出入申告、保税運送申告（他所蔵置場所から貨物を搬出した後の運送期間延長を除く。）及び見本持出許可申請の税関手続が実施不可となる。

（２）以下のいずれかの条件を満たす場合、当該貨物情報に対してＢＩＢ業務が実施されるまでの間は、以下の業務以外は実施不可となるので留意すること。

①本業務によって貨物情報ＤＢを作成した。

②予備申告で作成した貨物情報ＤＢに対してＭＦＲ業務等が実施される前に本業務が実施された。

＜実施可能業務＞※以下の業務以外は実施不可（照会業務を除く）

・「他所蔵置許可申請（ＴＹＣ）」業務、

・「他所蔵置許可（期間延長）申請呼出し（ＴＹＣ１１）」業務

・「他所蔵置許可期間延長申請（ＴＹＥ）」業務

・「他所蔵置許可（期間延長）申請審査終了（ＣＥＹ）」業務

・「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務

・「輸入申告（ＩＤＣ）」業務

・「輸入申告変更事項呼出し（ＩＤＤ）」業務

・「輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）」業務

・「輸入申告審査終了（ＣＥＡ）」業務

・「許可・承認等情報登録（輸入通関）（ＰＡＩ）」業務

・「審査区分変更・検査（運送）指定（ＣＫＯ）」業務

（３）本業務で作成された貨物情報ＤＢ（他所蔵置許可申請の許可済も含む）に対して予備申告が行われた貨物情報（予備申告後にＭＦＲ業務等が実施される前に本業務が実施された場合も同様）に対して、以下のいずれかの業務が実施された場合、貨物情報ＤＢを本業務で作成した状態に更新する。

①ＩＤＡ０１業務によるＢ／Ｌ番号の変更

ＴＹＣ（貨物管理番号：100）－ＩＤＡ－ＩＤＣ－ＩＤＡ０１（貨物管理番号：100を200に変更）※貨物管理番号：100を本業務で作成した状態に更新

②ＰＡＩ業務による予備申告の撤回または手作業移行

ＴＹＣ－ＩＤＡ－ＩＤＣ（予備申告）－ＰＡＩ（予備申告の撤回または手作業移行）